健康保険法等一部改正法の成立にあたって (健保連・平井克彦会長のコメント)

本日の参議院本会議において、健康保険法等一部改正法案が可決され、成立した。これまで健保連は、この法案に一貫して反対し、関係各方面に理解を求めてきたが、今般、成立に至ったことは極めて遺憾である。

同法は、協会けんぽの財政基盤強化等を目的に、平成22年度から24年度まで実施された協会けんぽに対する特例支援措置を25年度と26年度の2年間延長することを柱としている。この措置は、後期高齢者支援金への「3分の1総報酬割」を導入することにより、本来、国が負担すべき協会けんぽの給付費等に対する国庫補助の財源を健保組合等に「肩代わり」させるものである。そのため、健保連は、22年度のこの措置の導入時から一貫して反対を訴えてきた。

結果として、同法は成立したが、政府は、参議院で採択された同法の「附帯決議」の趣旨を尊重し、高齢者医療への拠出金負担に苦しむ健保組合に対する財政支援の継続・充実、ならびに、高齢者医療に係る若年層の過重な負担が軽減されるよう公費負担の充実に取り組まれることを望む。

また、現在、社会保障制度改革国民会議において、改革に向けた議論が進められているが、政府、与党においては、将来にわたり持続可能な制度構築の核心である高齢者医療制度の負担構造改革に重点を置いた具体案をとりまとめ、実現されることを強く要望する。

以上

照会先

→ 健保連・企画部政策グループ TEL:03-3403-0921